



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2026
7月号
Vol.27

KTCC NEWS

～世界の人々に日本を好きになってもらう～

『KTCC NEWS』7月号を

お届けいたします



拝啓 小暑の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合では、私どもの活動を多くの方に知っていただきたく、広報誌を毎月発行しております。紙面では実際に外国人材を活用されている企業様のお声、外国人材の活躍の様子、業界の最新ニュースなどをご紹介します。

ご高覧いただけましたら幸いです。

敬具



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「外国人技能実習制度」の監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「特定技能制度」の登録支援機関でもあります。

20年以上に渡る企業と外国人材へのサポート実績に高い評価を頂き、全職員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。外国人材に関する疑問やご質問がございましたら、ぜひお問合せください。



「特定技能」で働いてみたい！ 留学生への就職ガイダンス



大阪の専門学校で学ぶ留学生のみなさんに日本で就職するためのガイダンスを行いました。(詳しくは中面をご覧ください)



7月号のTOPICS

技能実習生のトラブル事例
外国人材 業界ニュース

留学生への就職ガイダンス
現場向け手引書 / 育成就労制度の個別説明会



技能実習生の「トラブル事例」

技能実習生にありがちなトラブルの事例とその対応事例をご紹介します。
個々のトラブルの原因を見極めて、再発防止に努めることが重要です。



理解不足？
認識がちがう？
文化や常識のちがいは？

「寮規則」の違反について

多くの技能実習生は、企業様が用意した寮に住んでいます。自分の住んでいる部屋が「企業が管理する物件」であることを正しく理解できていないことから、結果的に寮の規則に違反するケースがよくあります。実際に起きた事例と対応をご紹介します。

同居人も大迷惑！友人を部屋に宿泊させる

E社の技能実習生Uさんが住む寮は、部外者を宿泊させるときには、会社と同居者に了承を得ることを寮の規則にしています。しかし、同居人のTさんからの報告で、Uさんが友人を数日間、会社とTさんに無断で宿泊させていたことが分かりました。Tさんにとっては友達でもない他人が、勝手にトイレやお風呂を使うため、とても居心地が悪く、迷惑したようです。

組合からUさんへ事実の確認をしました。寮規則違反だったので、規則を確認させ、厳重に注意しました。企業様にも報告し、企業様からも寮規則を守るように全実習生に話してもらいました。部外者が同居人の貴重品を盗難する可能性があるため、部外者の宿泊を禁止にしている寮もあります。本人は「友人を泊めるだけ」という軽い気持ちのときもありますが、寮は会社から借りている物件だ、という認識を持たせることが大切です。

自転車を購入して、無断で通路に駐輪

B社の技能実習生Mさんは、自転車を購入しました。寮のアパートの駐輪場が空いていなかったため、通路に停めていました。会社にアパートの管理人から見慣れない自転車が通路に駐輪されている、と電話がありました。Mさんに確認すると「新しい自転車を買いました」とうれしそうに答えました。

寮の規則では、何か大きな物を買って、寮に置く場合は、会社に事前に報告することが明記されています。Mさんは、自転車を寮に置く場合、駐輪場が必要になることを理解していませんでした。また、自転車は外に置くから、会社への報告も不要と思っていました。実習生が寮規則を確実に理解できていない場合もあるため、組合から寮規則の徹底と寮に物を置くときは、必ず企業に相談するように伝えました。

専門学校で学ぶ留学生に「特定技能制度」の説明をしました！



大阪ファッションアート専門学校様でファッションを学ぶ留学生に、日本で就職するためのガイダンスを実施しました。留学生たちは卒業後も日本で就職を希望しており、進路の選択肢のひとつとして、特定技能の在留資格を紹介をしました。現在もアルバイトで様々な仕事をしている留学生。興味がある分野に関して、具体的な質問がありました。組合からは、それぞれの分野の日本語要件を満たし、評価試験に合格するなど、資格取得に必要な情報を共有しました。



留学生は、日本での生活と日本語の会話に慣れており、ほとんどの人が日本でのアルバイトを経験していることから、日本で就労する準備ができている人材と言えます。留学生の希望をしっかりと聞きながら、組合としてもサポートしていきます。



外国人材 業界ニュース

外国人材受入れに関する制度内容や最新情報、受入れに関するアイデアなど、多様な視点の外国人材に関するニュースを毎月お届けします。



「特定技能制度」工業製品製造業での新たな受入れ対象分野の追加について

2026年5月8日、経済産業省告示の改正により、1号特定技能外国人の受入れが可能となる日本標準産業分類の新たな追加が公布され、これにより工業製品製造業での受入れ分野がさらに増えました。

【新しく追加された日本標準産業分類】

工業製品製造業分野における特定技能1号での追加は以下の表の内容になります。以前より受入れがあった分野においても、項目名が追加されるなど、より多くの内容が対象となりました。

分類コード	項目名	分類コード	項目名
1221	造作材製造業（建具を除く）	2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押しを含む）
1224	建築用木製組立材料製造業	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
131	家具製造業	2432	ガス機器・石油機器製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
1393	鏡縁・額縁製造業	2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）	2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
19	ゴム製品製造業	2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
206	かばん製造業	2471	くぎ製造業
2122	生コンクリート製造業	2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
2129	その他のセメント製品製造業	2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
2141	衛生陶器製造業	29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
2146	陶磁器製タイル製造業	311	自動車・同附属品製造業
2151	耐火れんが製造業	314	航空機・同附属品製造業
2152	不定形耐火物製造業	3253	運動用具製造業
2236	磨棒鋼製造業	3293	パレット製造業
2237	引抜鋼管製造業	3299	他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）

今回追加された産業分類における1号特定技能外国人の受入れは、経済産業省告示が施行された2026年6月1日以降に可能となっています。

また、該当職種における特定技能申請時に必要となる、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への申請につきましても、5月8日より事前申請受付が開始されています。詳細につきましては、以下のJAIMのHPよりご確認くださいませ。

https://www.jaim-skill.or.jp/news/20260511/?stt_lang=ja



現在、特定技能外国人を受入れている企業様の中で、上記製品の製造を行っている場合は、**JAIMへ受入れ対象業務の追加申請を行うことで、当該製品の製造工程においても特定技能外国人の活用が可能となります。**ご不明点やご質問などがございましたら、お気軽にお問合せください。



現場向け手引書

実際に外国人材を受入れる企業様向けに、すぐに役立つ旬の情報を発信！
日々の業務や指導、外国人材とのコミュニケーションにお役立てください。

NO!



「技術・人文知識・国際業務」の資格外活動の取締り強化！

技術・人文知識・国際業務（技人国）」は、専門性の高い職業に就くための在留資格です。しかし、資格外活動にあたる工場などの現場作業に従事させているケースが多発しています。このような状況を受けて2026年4月から「技人国」の在留資格を雇用する際の手続きが従来に比べて厳しくなりました。今号では、「技人国」人材を雇用する際の注意点をお伝えします。

「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動

出入国管理及び難民認定法で定められる「技人国」の在留資格に該当する活動は、以下のようなものです。いずれも専門職、高度な技能を有する仕事です。

- 技術...システムエンジニア、プログラマー、機械工学の技術者など
- 人文知識...企画、営業、人事、コンサルティング、商品開発など
- 国際業務...通訳、翻訳、通訳が主業務のホテルマン、デザイナー、私企業の語学教師など

※専門職として雇用しながら、工場での単純労働などに従事させると「資格外活動」になります。外国人材本人は「不法就労」、企業は「不法就労助長罪」で処罰の対象。

※「技人国」で不正があれば、技能実習や特定技能の在留資格でも受入れ停止になることがあります。

※派遣元が派遣先に「専門外の仕事も就労できる」と説明し、不法就労になるトラブル増加。双方に誓約書の提出を求め、連帯責任を明確化。

不正の多さから、要件が追加される

日本語でのコミュニケーションを要する業務でありながら、十分な日本語能力がないまま技人国の許可を受けているケースが問題となっています。不正対策として、該当の企業は以下の提出が必要となりました。

※中小企業・新設企業などの「カテゴリー3、4」に該当する企業が対象です。詳しくは参考資料のHPをご覧ください。

①通訳や翻訳など、高い日本語能力が必要となる職種に従事する場合は、CEFR・B2相当（日本語能力試験（JLPT）N2以上）の言語能力の証明が必要。（日本の大学の卒業証明書や在留履歴によっては免除になることも）

②所属機関の代表者に関する申告書（入管庁指定の様式）の提出が必要。

参考資料：出入国在留管理庁HP

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について
https://www.moj.go.jp/jisa/applications/resources/nyukan_nyukan69.html

7月・8月 オンライン開催 〈育成就労制度について個別説明会を開催〉

現場作業ができる在留資格「技能実習」が2027年3月末をもって終了し、2027年4月からは「育成就労」という在留資格になります。現行制度に比べて、日本での長期就労計画ができるなど、企業ニーズに即した内容となり、働く外国人材にとっても日本でのキャリア計画が立てやすい内容に生まれ変わります。

オンライン個別説明会では、新しく施行される「育成就労」の全貌を解説するとともに企業様自身が質問されたいこと、疑問に思っていることをご相談いただけます。ぜひ、この機会に説明会にお申込み、ご参加ください。

※オンライン個別説明会は、45分ほどを予定しております。

※対象は幣組合から新しく外国人材受入れを検討中の企業様です。

他社様の参加がないので、
気兼ねなく様々な質問を
していただけます！



HPからお申込みいただけます

発行元・お問い合わせ先

TEL： 06-6152-8808（平日9時～18時）

発行元： 協同組合 関西技術協力センター（一般監理団体／登録支援機関）

【お近くの事業所へお気軽にお問い合わせください！】

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4階 / TEL 052-459-5280

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10階 / TEL 082-546-1222

facebookでも
情報発信中！

関西技術協力センター

